

第7回 甲種防火管理「再講習」案内

甲府地区消防本部

1 講習の種類

この講習は、平成15年6月の消防法改正により、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対して、5年に1度の再講習を受講することが義務付けられ、平成18年4月1日から施行された消防法施行規則第2条の3第1項の規定による甲種防火管理再講習です。

2 講習の日時及び定員

平成26年8月27日（水）午後1時00分から午後4時00分
定員100名

3 講習の場所

甲府市青沼三丁目5番44号
甲府市総合市民会館 3階「大会議室」 TEL055-231-1951

4 受講義務対象者

劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物(特定防火対象物)のうち、収容人員が300人以上の甲種防火対象物の防火管理者として選任された方が受講義務対象となります。

5 受講義務期限

- (1) 防火管理者として選任された日から4年以上前に、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了している方は、選任された日から1年以内に再講習を受講する。
- (2) 防火管理者として選任された日から4年以内に、甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了している方は、新規講習又は再講習を修了した日以後の最初の4月1日から5年以内に再講習を受講する。

6 受講申請書の受付

(1) 受付日時

平成26年8月4日（月）から8日（金）までの5日間
午前9時から午後4時30分まで

(2) 受付場所及び問合せ先

甲府市伊勢三丁目8番23号
甲府地区消防本部予防課 査察指導・広報係 TEL055-222-1284

7 受講申込

- (1) 申請書へ受講料（2,000円テキスト代等含む。）及び甲種防火管理修了証を添えて本人が直接申し込むとともに、本人であることが確認できるもの（運転免許証・健康保険証等）を持参して下さい。

なお、郵送、電話等による受付はできませんのでご注意ください。

申請書は甲府地区消防本部、甲府地区管内の消防署で受け取るか、甲府地区消防本部のホームページからダウンロードしてください。

- (2) 写真（縦3cm・横2.5cmの大きさで6ヶ月以内に撮影した単身、無帽、正面上半身で背景のないもの）が1枚必要となります。

なお、申請後の受講取り消し、又は受講しなかった場合の受講料は一切返却いたしません。

8 注意事項

- (1) 受講当日は、筆記用具、テキスト、受講票を必ず持参して下さい。
(2) 遅刻・早退の者には、「修了証」は交付できません。

9 講習科目・所要時間

講習時間割表

科目	時間	所要時間（分）
受付	13:00～13:15	15
受講案内	13:15～13:25	10
あいさつ	13:25～13:30	5
消防法令の改正概要	13:30～14:30	60
火災事例と防火管理	14:40～15:40	60
修了証交付	15:50～16:00	10

第7回甲種防火管理「再講習」受講申請書

				※受理番号			
平成 年 月 日							
(あて先) 甲府地区広域行政事務組合消防長							
受 講 申 請 者	住 所	〒 ー					
	フリガナ				連絡先(携帯)		
	氏 名				生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成	
	事業所名						
	所在地						
	職務上の地位 (職 名)						
	取得済修了証	☐ 甲種新 ☐ 甲種再	取得修了 証番号	番号 S・H 年 月 日	取得講習 機関		
記入上の注意				※担当者			
1 該当箇所の□にレ印を入れてください。 2 ※の欄は、記入しないでください							

第7回甲種防火管理「再講習」受講票

				※受講番号			
住 所	〒 ー					写 真 タテ ヨコ 3cm×2.5cm	
フリガナ			生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成			
氏 名							
講習日	平成26年8月27日(水) 午後1時～						
講習場所	甲府市青沼三丁目5番44号 甲府市総合市民会館 3階「大会議室」						
※ 確 認 欄							
実施日	入 場		退 場		検印	欠講時間	
午後	:		:				

- 受講上の注意
- 1 受講当日は、筆記用具、テキスト、受講票を必ず持参してください。
 - 2 入場時に受付へ提出して検印を受けてください。
 - 3 遅刻・早退の者には「修了証」は交付できません。
 - 4 会場周辺道路には駐車しないでください。